

RAD Server ソフトウェア配置使用許諾およびサポート契約書

1. 範囲。 本ソフトウェア使用許諾およびサポート契約（以下「本契約」）は、お客様（個人または法人いずれの場合も含まれます）と 4001 W. Parmer Lane, Suite 125, Austin, TX 78727 に本拠を構えるデラウェア州の会社である Embarcadero Technologies, Inc. およびその関連会社（以下「ライセンサ」）との間の法的契約書です。ライセンサの RAD Server（後に定義）ソフトウェアまたは文書（以下「本製品」）をダウンロードまたは開封することで、RAD Server の使用許諾キーを購入することで、または使用許諾キーを使用して RAD Server ソフトウェアもしくは任意の RAD Server コンポーネント（後に定義）を有効にすることで、お客様は本契約の条項に同意したとみなされます。本契約の条項と注文書の間には矛盾がある場合は、本契約の条項が優先します。電子的な方法以外で引き渡す場合には、ライセンサの出荷地 FCA（インコタームズ 2010）で行うものとし、お客様が配置目的で RAD Server を評価している場合には、下記第 22 条の規定のみが適用されます。本契約は、お客様による RAD Server アプリケーション（後に定義）の配置に適用されます。RAD Server を使用するソフトウェア アプリケーションまたはソフトウェア ソリューション（以下「RAD Server アプリケーション」）を開発するには、お客様は、RAD Server 用サービスの構築をサポートする RAD Studio、Delphi、または C++ Builder のバージョン（現在は RAD Studio、Delphi、または C++ Builder のバージョン 10.1 以降）を使用するための有効な使用権を入手する必要があります。RAD Server を使用して RAD Server アプリケーションを配置し使用するには、お客様は、十分な数のサーバーに RAD Server をインストールし、使用または配置をサポートする十分な数の使用許諾ユーザーと使用許諾デバイスにより RAD Server を使用するための、有効な使用権を入手する必要があります。RAD Server は、以下の Embarcadero ソフトウェア ソリューション（以下、個別には「RAD Server コンポーネント」、全体では「RAD Server」）から構成されるバンドル製品です。(i) REST エンドポイント パブリッシング（エンタープライズ モビリティ サービス（以下「EMS」）とも言う）、(ii) IoT エッジウェア（「ThingPoint」とも言う）、(iii) スマートデバイス IoT 接続フレームワーク（「ThingConnect」とも言う）、および (iv) 位置追跡（「BeaconFence」とも言う）。

2. ライセンス。

ライセンサは、購入時に RAD Server 使用権の注文書にお客様が記入されたお客様の送付先住所で特定される国（または欧州連合加盟国の場合には欧州連合）（以下「使用許諾国」）の中で、購入した使用権で使用許諾された数のサーバー上にも、使用許諾されたユーザー数およびデバイス数を上限として、RAD Server をインストールする非独占的および譲渡不能な永久使用権（以下「使用権」）をお客様に付与します。

RAD Server は、サーバー単位で使用許諾されるか、ユーザーおよびデバイス単位で価格設定および使用許諾されます。これは、お客様が購入された RAD Server のバージョン

ンによって異なります。お客様の RAD Server のバージョンにどちらの使用許諾制限が適用されるかは、注文書または購入確認書で確認してください。RAD Server を配置または使用するユーザー数またはデバイス数は、本契約に基づいてお客様により使用許諾された RAD Server のバージョンに関して、お客様により使用許諾されたユーザー数またはデバイス数を超えてはなりません。さらに、REST エンドポイント パブリッシング および IoT エッジウェアを本契約の RAD Server コンポーネントとして配置および使用する場合には、その配置と使用はお客様が購入された RAD Server バージョンの使用権に関連してお客様が購入されたユーザーとデバイスの使用権の数に制限されます。1 つのデバイスに対する REST エンドポイント パブリッシング および IoT エッジウェアの配置ごと、ならびに各ユーザーによる REST エンドポイント パブリッシング および IoT エッジウェアの使用ごとに、RAD Server の有効な使用権が必要です。位置追跡は、サイト単位または複数サイトで使用許諾されるか、ユーザーおよびデバイス単位で価格設定および使用許諾されます。これは、お客様が購入された RAD Server のバージョンによって異なります。また、位置追跡を本契約の RAD Server コンポーネントとして配置し使用する場合、本契約による位置追跡の対象となる面積の制限はありません。そのため、位置追跡を本契約の RAD Server コンポーネントとして使用できるサイト数やユーザーおよびデバイス数は、お客様が購入された RAD Server のバージョンによって異なります。

さらに、お客様による RAD Server のインストール、配置、および使用も、お客様が RAD Server 使用権を購入された注文書に記載された追加の制限の対象となります。

3. 期間。 本契約は、お客様が最初にアクセスした日に発効するものとします。

4. 終了。 ライセンサは、次の場合に、追加の義務や責任を負うことなく本契約をただちに終了することができます。(a) ライセンスに関して、お客様が以下に定めるライセンスの料金を支払わず、支払期限の最後の日から 30 日間を過ぎても滞納し続けている場合。(b) 支払不能の申立てがお客様によって、もしくはお客様に対してなされて 60 日間停止されなかった場合、お客様の業務のいずれかの部分に対して破産管財人が任命された場合、または債権者のために財産が譲渡された場合。(c) お客様が本契約に対する重大な違反をし、かかる違反についてライセンサから書面で通知された後 30 日の間に当該違反を是正しなかった場合。本契約の終了は、次のいずれにも影響を及ぼさないものとします。(i) 終了しておらず、そのためその条件により効力が存続しているライセンスによるいずれかの当事者の義務。(ii) 本契約に定める表明および保証の存続。ライセンスの終了後 60 日以内に、お客様は、ライセンスが終了した製品、関連文書およびそのコピーをライセンサに返却するものとします。お客様はライセンサに対して、本製品がインストールされたすべてのコンピュータから本製品のすべてのコピーが削除されたこと、および、返却しなかったコピーがすべて破棄されたことを、ただちに書面で通知するものとします。

5. 権限および知的財産情報。

5.1 権限および著作権。 ライセンサは、お客様に本製品のライセンスを付与し、本契約に基づく義務を遂行する完全な権利をライセンサが持つことを表明し、これを保証します。本製品に対してだれかによって、またはだれかのために行われた改変などを含む本製品の、権限、著作権、およびその他の工業所有権、知的財産権、販売権は、ライセンサまたは関連会社およびライセンサが所有するものであり、米国著作権法および適用可能な国際著作権条約によって保護されます。お客様は本製品の権限および所有権を主張しないことに同意するものとします。本契約で明示的に定められた場合を除き、お客様が本製品をコピーできるのはバックアップ目的またはアーカイブ目的のみであり、他の目的でコピーすることはできません。お客様は本製品のコピーの著作権または知的財産権の表示を削除または変更してはならず、お客様が作成したコピーには元のコピーに含まれている著作権、企業秘密、商標およびその他の知的財産権の表示を含めなければなりません。本契約において特にお客様に付与されたものを除き、一切の権利は、Embarcadero が保持します。

5.2 制限事項。 お客様は、本製品にライセンサまたは関連会社ならびにライセンサの貴重な企業秘密が含まれていること、および、本契約がこの情報に関して両当事者の間に信頼関係を構築するものであることを認め、同意するものとします。本契約で付与されるライセンスには以下の制限が適用されます。お客様は、本製品または Embarcadero のその他の製品と直接競合するアプリケーションを、本製品を使用して開発しないことに合意するものとします。該当する法令により、お客様は、以下の点に同意するものとします。(a) この制限にかかわらず該当する法令または条約によって明示的に認められた場合を除き、本製品のオブジェクトコードからソースコードを逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング、またはその他の方法で導き出そうとしないこと。(b) 第三者に本製品を販売、賃貸、リース、ライセンスの付与、展示、改変、タイムシェアリング、外部委託、または譲渡せず、本製品の使用を許可しないこと。(c) 内部使用の目的でのみ信頼の下に極秘で本製品を保持および使用し、同じ程度に重要な自身の情報に対するのと同等の、ただし、いかなる場合も妥当な程度の注意および保護により、お客様が本製品を使用することで知り得た本製品およびライセンサの機密情報を不正に使用、コピー、出版、配布させないようにすることで、企業秘密情報の機密性を保持すること。お客様は、ライセンサの書面による同意および適切な米国または外国の政府の許可または許可例外の両方がない場合には、本製品を輸出または再輸出してはなりません。ライセンサは、これらの制限事項について実際の違反または違反の恐れがある場合に、差止救済およびその他の有効な救済を請求する権利があるものとします。第三者によって提供され、本製品に組み込まれたファイル、プログラムまたはデータに対して、これ以外の制限事項が適用される場合があります。詳細は本製品のインストール手順またはリリースノートを参照してください。お客様は、お客様の従業員、コンサルタントまたは代理人がこれらの条項に違反したと気づいた場合には、直ちにライセンサに報告することに同意するものとします。

6. サポートおよび保守（以下「サポート」）。 お客様は、年間サポート費用の一部として、以下に規定するサポート サービスを受ける権利があります。

6.1 電子的サービス。 電子的サービスが利用できる範囲内において、お客様は、年中無休 24 時間受付のサポート サービスに無料で電子的にアクセスできます。かかる電子的サービスには次のようなものがあります（ただし、それに限定されるものではありません）。インシデントの提出、事例管理、および製品リリース。

6.2 サポート。 サポートは、本契約のもとで使用許諾または販売されサポート費用が支払われた本製品にのみ適用されます。お客様または第三者が本製品に対して行った翻案や改変にはサポートは適用されません。電子メールおよび電話によるサポート受付時間は、Embarcadero のサポート Web サイトで示すものとしします。

サポートは以下のもので構成されます。

(a) お客様が本製品の問題を報告し支援を受けられるよう、地域向けの電話番号またはその他の電子的サポートを提供すること。ライセンサは、インシデントを分析して問題が存在するかを確認し、インシデントを解決するための指示や支援を行うものとしします。

(b) ライセンサが独自の判断により本製品に施すアップデート、アップグレード、およびその他の変更（以下「リリース」）をすべて提供すること。これらの変更は、サポートに登録されている本製品の他のライセンス取得者にも無償で提供されます。リリースの要求が受け付けられるのはサポート期間の間だけです。物理メディアが必要な場合には、追加の費用が発生します。

6.3 サポートの終了。 お客様は、次回サポート契約応当日の少なくとも 30 日前までにライセンサに書面で通知することにより、サポート登録を解除することができます。お客様がサポート登録を更新しなかった、または終了した場合、サポート有効期限から 6 か月以内であれば、お客様の当時の復活規定に基づいて計算した、サポートに登録していなかった期間の復活費用を支払うことで再登録が可能になります。さらに、お客様は翌年分の年間サポート料金を前払いしなければなりません。この復活日がその後のサポート契約応当日とみなされます。誤解を避けるために記すと、サポート期限が切れて 6 か月が経過した後でサポートを復活することはできません。お客様は、書面によるライセンサの事前の承諾なしに本製品を改変しないことに同意するものとしします。承諾なしに本製品を変更すると、保証期間およびお客様がサポートに登録しているその後の期間に、本契約第 6 条に準じて本製品のサポートを提供するというライセンサの義務が消滅します。ライセンサは、(i) 本製品の特定のバージョンが新しいリリースに置き換えられた場合にそのバージョンについて、および (ii) 特定の製品が製造中止になった場合に、任意の時点でサポートサービスの提供を中止できるものとしします。

6.4 サポート費用の変更。 ライセンサは、更新前の任意の時点で、本製品の公開された最新の表示価格およびサポート料金を変更できる権利を留保します。サポートに対するかかる変更は、現在のサポート期間が終了するまで発効しません。

6.5 サービス、アップデート、製品の変更。 ライセンサは、本契約において、お客様に、いかなるインストール、トレーニングまたはその他のサービスも提供する義務はありません。これらのサービスは、（存在する場合）別途購入する必要があります。お客様がサポートを購入してライセンサが本製品の新しいリリース、エラーの修正、アップデート、アップグレード、その他の修正を施したものをお客様に提供した場合、あるいはお客様がアップグレードを別途購入した場合、かかる修正またはアップグレードは、別途使用契約に従って明示的に提供されない限り、本製品の一部とみなされ、本契約の条項に従うこととなります。お客様が本製品のアップグレード版を取得された場合（サポート経由かアップグレードを別途購入したかを問わず）、かかるアップグレードは、お客様がアップグレードされた本製品のコピーと併せて1つの製品を構成するものとします。つまり、お客様が本製品の2組のメディアまたは2つの使用許諾キーを持っていたとしても、お客様が持っているライセンスは1つだけです。そのため、お客様が本製品のオリジナルコピーや使用許諾キーを他者や他のユーザーに譲渡することはできません。ライセンサは、本製品のリリースの停止や製造中止、本製品の将来のリリースにおける価格、特徴、仕様、性能、機能、使用条件、出荷日、発売日、その他の点に関する修正の権利をいかなる場合も保持します。お客様が製品の旧バージョンのライセンスを含むネットワーク指名アップグレードライセンスまたは同時使用アップグレードライセンスを取得された場合、お客様は、アップグレード済みライセンスの製品バージョンもアップグレードライセンスに含まれているなら、アップグレードライセンスのインストール時にアップグレード済みライセンスを無効化しなければなりません。

7. 支払予定。 使用許諾料およびサポート費用の支払い期限は、ライセンサが書面で受け取った注文書に別途記載のない限り、取引金額を指定したライセンサの請求書をお客様が受領してから30日となります。費用はすべて返金不能です。ライセンサは、本使用許諾製品の初回注文時（以下「サポート契約応当日」）に初回のサポート費用の請求書をお客様に送付します。本使用許諾製品の各サポート契約応当日の60日前に、ライセンサは翌年のサポートに対する最新の費用の請求書をお客様に送付します。

8. 制限付き保証および条件。 ライセンサは、60日の期間、本製品を提供するメディアが、通常の使用状況において、材質上および製造上の欠陥がないことを保証します。ライセンサは、出荷日から60日の期間、製品付属文書に含まれる動作仕様の重要な点すべてで本製品が機能することも保証します。以下に定める補償の他に、この規定のもとでライセンサのすべての義務でありお客様の唯一の救済手段であるものは、ライセンサが商業上合理的な努力により相当の期限を定めて本保証および条件の対象となる欠陥を是正すること、または、ライセンサの選択により、欠陥のある製品を交換する、もしくは本製品の使用許諾を得るためにお客様が支払った金額を払い戻すことです。ライセンサは、本製品の操作が中断なく行えること、エラーが発生しないこと、またはソフトウェアの欠陥がすべて修正できることを保証しません。本保証および条件は、次の場合には適用されません。(a) 本製品が関連文書に従って使われなかった場合。(b) 正常に動作しないお客様の機器が原因で本製品の欠陥が生じた場合。(c) ライセンサにより書面で

明示的に認められた以外の改変をお客様が本製品に対して行った場合。ライセンサの従業員、代理人、または代表者は、口頭での本製品の説明、保証、または条件によってライセンサを法的に拘束する権限を持ちません。本契約に明示的に含まれない書面による説明、保証、または条件は強制力を持たないものとします。

本保証および条件は他のすべての保証および条件に置き換わるものです。本契約とそこで使用許諾された製品に関して、商品性、特定目的適合性または非権利侵害性などの保証や条件などを含めて、他の明示的または黙示的な保証または条件は存在しません。

9. 限定責任。 契約責任、（過失を含む）不法行為責任、その他を問わず、本製品の設計、製造、販売、サポートまたは使用から生じる、何らかの原因による偶発的、間接的、付随的、懲戒的、特別または懲罰的な損害について、ライセンサもお客様も相手側に対して責任を負わないものとします。次の第 10 条に規定するものを除き、本製品の使用に起因する直接的な損害に対するライセンサの責任は、本製品の使用許諾を得るためにお客様が支払った金額を超えることはありません。

10. 侵害補償。 以下に定める本契約の範囲内で使用した本製品について、著作権、商標、または企業秘密を主張する、お客様に対する申立てを、ライセンサは自らの費用負担で擁護または解決します。ライセンサは、お客様に対して申し立てられた損害から生じる、合理的な弁護士費用を含むお客様の損失、出費または責務を補償します。本第 10 条におけるライセンサの義務は、お客様が、侵害の申立て、訴訟または陳述について初めて通知を受けた後、ただちにライセンサに書面で通知すること、および、ライセンサが、お客様からの妥当な支援を得て、その解決または和解のための訴訟の弁護およびすべての交渉を一任されることを条件とします。ライセンサは、書面によるライセンサの事前の同意なくしてお客様が被った費用や出費に対して責任を負わないものとします。侵害の陳述のためにお客様が本製品を使用できない差し止め命令が出された場合、または、ライセンサの考えで本製品が侵害の申立ての対象になりそうだと判断した場合には、ライセンサは自らの費用負担で以下のいずれかを行います。

(a) お客様が本製品を使用し続ける権利を入手します。

(b) 本製品を修正するか、互換性があり同等の機能を持つ、権利侵害のない製品に交換します。

(c) (a) と (b) のいずれも合理的にみてとれないとライセンサが判断した場合には、本製品を削除し、本製品に対して支払った料金を製品の出荷日から 36 か月の期間で日割り計算した額をお客様に返金します。その後、第 4 条の条項に従って契約の終了を進めます。

申し立てられた侵害の原因が以下のいずれかに該当する場合、ライセンサは、本第 10 条に基づくいかなる義務も負いません。(i) ライセンサ以外が本製品に対して行った変更。(ii) ライセンサが提供したもの以外の製品と本製品を組み合わせたこと。(iii) お客

様が使用できる状態であった新しいバージョンを使用していれば侵害を避けられたのにもかかわらず本製品の旧バージョンを使用したこと。

本第 10 条は、いかなる種類の知的財産権の侵害の場合においても、ライセンサのすべての義務であり、お客様の唯一の救済手段となります。

11. データの検証と収集。 お客様が団体（企業、組合、その他組織など）として、または個人として本契約を締結する場合、ライセンサは、自らの費用負担で、関連する可能性がある（電子またはその他の）ライセンサーの記録およびシステムを監査することができ、その内容は、ライセンサーが使用中の本製品のコピー数、本製品がインストールされている指定 CPU の数、製品のアクセス数（マシン ID へのアクセスを含む）、シリアル番号、その他関連情報を含み、またそれらに限定されません。そのような監査の一環として、ライセンサまたはその認定代理人は、15日前までにお客様に通知することにより、お客様または指名ユーザーの記録、システムや設備（マシン ID、シリアル番号、関連情報を含む）を調査し、本製品の一部またはすべてのインストール、使用、アクセスが、本契約およびその適用条件に準拠していることを確認する権利を有します。さらに、監査の事前通知から15日以内に、お客様はライセンサに、要求されたすべての記録と情報を提供し、本製品のインストール、使用および/またはアクセスが、本契約に準拠しているか検証できるようにする必要があります。お客様および指名ユーザーは、監査を有効なものにするため全面的に協力をしなければなりません。お客様または指名ユーザーのインストール、製品の使用、またはアクセスが、本契約に準拠していないとライセンサが判断した場合、お客様は、お客様および指名ユーザーのインストール、使用、および/またはアクセスが契約に準拠するよう、必要な措置を直ちに講じ、また、法律によりお客様に課せられる罰金、手数料、またはその他の救済措置のほか、適切な監査費用を支払います。かかる監査は、通常の業務時間内にお客様の施設内で実施し、お客様の企業活動を不当に妨げないものとし、お客様がライセンサに支払った料金が不足していることが監査により明らかになった場合には、不足分の料金が（監査終了時の表示価格に基づいて）お客様に請求されます。また、不足分の料金が支払い済みの料金の 5% を超える場合には、お客様は、実施した監査の合理的な費用をライセンサに支払うものとし、

12. 譲渡。 本契約およびここに定めるお客様の権利、使用許諾または義務は、合併、企業買収、組織改変、外部委託、支配権の変更またはその他の状況に関して、お客様により第三者に譲渡または委譲することができません。かかる譲渡または委譲の主張はすべて無効であり、本契約の是正不能な違反となるため、本契約とそこでお客様に付与されたすべての権利およびライセンスは自動的に終了します。

13. 米国政府の制限付き権利、輸出に関する法令の順守。 米国政府による使用、複製または開示は、FAR 第 52.227-14 Alt. III (g)(3) 条、FAR 第 52.227-19条、DFARS 252.227-7014 (b) または DFARS 227.7202（随時改正される内容を含みます）に記載された制限事項に従います。契約人/製造者は、Embarcadero Technologies, Inc., 4001 W. Parmer Lane, Suite 125, Austin, TX 78727 です。契約通知はすべて、この住所に送付するものと

します。お客様は、米国の法律および本製品を取得した地域の法律で認められた場合を除き、本製品をダウンロード、使用、譲渡、輸出または再輸出することができません。特に、以下に対して（ただし以下に限らず）本製品がダウンロード、使用、輸出または再輸出されてはなりません。(a) その時点で米国の経済制裁下にある国（またはその国民もしくは居住者）（現在はキューバ、イラン、北朝鮮、スーダンおよびシリアを含みますがこれに限定されません）。(b) 核兵器、化学兵器または生物兵器、もしくはロケットシステム、打上げ用宇宙ロケット、観測ロケットまたは無人航空機システムの設計、開発または製造に本製品を利用することを、お客様が認識しているかまたはそれとわかる正当な理由があるエンドユーザー。(c) 米国財務省の特別指定国民リストまたは米国商務省の取引禁止業者リストもしくは企業リストに記載されている人または団体。本製品をダウンロードまたは使用することで、お客様は、お客様がかかるどの国にも位置しないこと、その支配下でないこと、その国民もしくは居住者でないこと、またはかかるリストに記載されていないことを表明し、保証するものとします。

14. 分離可能性。 本契約のいずれかの規定が、現在または将来の法律において無効であるか執行不能であると判断される場合においても、その他の規定は有効に存続し、決して影響を受けず、損なわれず、取り消されないものとします。

15. 通知。 いずれかの当事者への通知は、本契約で示された（またはその後改定された）住所に対して書面で行うこととし、受領時または料金元払配達証明付内容証明郵便で送付された場合には消印日の 24 時間後に有効とみなされます。

16. 言及。 妥当な場合、お客様は、ライセンサがお客様の会社名をライセンサの顧客として社内および社外に刊行されるメディアで言及できることに同意するものとします。お客様に関してさらなる情報をライセンサが公開する場合には、事前にお客様の書面による承諾を要するものとします。

17. 不可抗力。 いずれの当事者も、天災、地震、洪水、禁輸措置、暴動、妨害行為、停電や通信回線の障害、火災または労働争議など、その合理的な支配が及ばない事由により履行が遅延または阻止された限りにおいては、本契約の債務不履行とはならないものとします。不可抗力事由が生じた当事者は、事態を是正し影響を緩和するために商業上合理的な努力を払うものとします。

18. 放棄。 一方の当事者が相手方当事者による本契約の契約違反を放棄しても、後の違反に関する権利を放棄することにはなりません。放棄当事者の正式代表者が署名した書面でなされたもの以外の放棄は無効です。

19. 存続。 いかなる理由により本契約が満了または終了した場合においても、第 1 条、第 4 条、第 5 条、第 7 条～第 9 条、第 12 条～第 21 条、および第 23 条の規定は、それぞれの期間に従って存続するものとします。

20. 完全合意。 お客様は、これが両当事者間の本契約の完全かつ唯一の声明であり、本契約の主題に関する口頭もしくは書面による以前のすべての提案および合意に優先することに同意するものとします。

21. 準拠法。 本契約は、法の抵触に関する原則を問わず、テキサス州法に準拠し、それに従って解釈されるものとします。国際物品売買契約に関する国連条約の条項は適用されないものとします。

22. 評価ライセンス。 ライセンサは、本第 22 条の条項に従ってお客様がテストおよび評価しようとしている専売権付きソフトウェアおよび文書（以下「ソフトウェア」）の所有者および供給者です。ライセンスの書面による許可がない場合は 14 日を超えない期間（以下「評価期間」）の間、お客様自身による内部使用の評価（以下「評価」）目的でのみソフトウェアが提供され、お客様は本契約書によって、かかる評価のためにソフトウェアを操作および使用する、譲渡不能で非独占的な限定的権利を付与されます。評価期間は、お客様がソフトウェアをダウンロードまたは開封した日に開始します。評価期間が終了すると、お客様はソフトウェアの使用を中止し、システムからソフトウェアを削除するものとします。この要件は、他のものに組み込まれているかどうかにかかわらず、あらゆる種類のメディアおよびコンピュータ メモリの上の、あらゆる形式（部分的または完全）のソフトウェアのコピーに適用されます。お客様は、ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆アセンブル、改変、翻訳または逆コンパイルを行ったり行わせたりしないことに同意するものとします。お客様は、ソフトウェアをコピーしたり、派生ソフトウェアを作成または開発してはなりません。お客様は、本第 22 条のもとで実施したソフトウェアの評価テストの結果またはその他の実行結果を、そのたびに書面によるライセンスの事前の同意を得ないまま、第三者に公開してはなりません。

この評価のために提供されるソフトウェアは「現状有姿」で引き渡されるものであり、ライセンスは、商品性および特定目的適合性の保証を含め、いかなる種類のいかなる保証も明確に否認します。ライセンスは、本製品が中断なく動作すること、またはエラーが発生しないことを保証しません。

本契約の第 5 条、第 9 条、第 11 条～第 15 条、第 17 条～第 21 条は、この参照により本第 22 条のもとで付与される評価ライセンスに加えられるものとみなします。

23. 危険を伴う使用。 本製品は、原子力施設や、航空管制/ナビゲーションシステム、兵器コントロールシステム、生命維持システムまたはシステムの動作不良が死傷または環境破壊、大量殺戮を招くような耐故障性能を要求するアプリケーションに関連して使用すること意図して開発されておらず、お客様は当該用途に本製品を使用しまたは第三者をして使用させてはなりません。本製品を当該用途に使用した結果生じるいかなる出費、損失、傷害または損害に対して、Embarcadero はいかなる性格の責務も負担しておらず、すべてお客様のみの責任となることに、お客様は同意するものとします。